

船舶事故調査報告書

令和7年2月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁網損傷
発生日時	令和5年12月1日 04時00分ごろ
発生場所	熊本県 <sup>やつしる</sup> 八代市八代港 八代港防波堤灯台から真方位183° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯32° 29.3′ 東経130° 31.8′）
事故の概要	漁業調査船 <sup>かがしま</sup> 加賀島丸は、航行中、刺し網が設置された海域に進入し、同網を損傷した。
事故調査の経過	令和6年1月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁業調査船 加賀島丸、5トン未満（長さ6.17m）
船舶番号、船舶所有者等	293-24294熊本、八代漁業協同組合
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 刺し網 切損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北西、風力 2～3、視界 不良 海象：波高 約1m、波向 北西
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、調査員3人を乗せ、漁業調査の目的で、八代港の定係地を出航し、八代港南部で調査を終え、帰航を始めた。</p> <p>船長は、八代市南平和町西方沖に固定式刺し網が設置された海域（以下「本件海域」という。）があることを知っており、う回して避けようと思い、本件海域の南方沖を八代市<sup>こづく</sup>小築島に向けて西北西進した。</p> <p>船長は、八代港三ツ島南灯浮標（以下「南灯浮標」という。）の灯光が北方に見えるようになった後、同灯光に向けて右舵を取り、北進する予定であった。</p> <p>船長は、船尾部にある操舵スタンドの前に立って手動操舵で操船に当たり、レーダー及びGPSプロッターを備えていなかったため、目視で見張りをを行いながら、約8.0ノットの対地速力で西北西進していた。</p> <p>船長は、その後、雨が降り出して視界が悪化し、小築島を視認できなくなったが、そのまま西北西進を続けていたところ、北方に南灯浮標の灯光が見えなかったものの、右舷船首方に小築島を認め、ふだん北進しているときと同じくらいの大きさに見えた。</p> <p>船長は、変針点付近であり、右転して北進しても構わないと思い、</p>

	<p>右転したところ、本件海域に向かうこととなったが、そのことに気付かず、そのまま北進を続け、本件海域に進入し、固定式刺し網を損傷した。</p> <p>本船は、船長が推進器に絡まった刺し網を切断した後、来援した僚船にえい航されて定係地に帰航した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、航行中、降雨により視界が悪化した状況下、船長が、目標としていた灯浮標の灯光が視認できなかったものの、右舷船首方に小築島を認め、ふだん北進しているときと同じくらいの見えたと考えられる。</p> <p>船長は、変針点付近であり、右転して北進しても構わないと思い、船位を確認せずに右転したことから、本件海域に向かっていることに気付かず、本船が本件海域に進入し、固定式刺し網を損傷したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、航行中、降雨により視界が悪化した状況下、船長が、目標としていた灯浮標の灯光が視認できなかったものの、船位を確認せずに右転したため、本件海域に向かっていることに気付かず、本件海域に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レーダー及びGPSプロッターの装備のない船舶の船長は、降雨等の影響により、目標としている灯光等が確認できない場合、停船するか舵効が得られる最低限の速力まで減速し、視界が回復するのを待ち、目標を確認してから航行を再開すること。</li> <li>・レーダー及びGPSプロッターの装備のない船舶の船長は、夜間、降雨により視界が悪化した場合、灯光等の物標が視認しづらくなって船位を確認することが困難になるので、降雨が予想される場合は出航を控えることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

